

福井しあわせ元気国体越前町売店設置要項

1 目 的

この要項は、福井しあわせ元気国体及びプレ大会（以下「大会」という。）における売店の設置について、「越前町観光接伴基本方針」に基づき、選手・監督、役員、競技会関係者及び一般観覧者等（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図り、併せて郷土物産等を紹介する売店を設置するため、必要な事項を定めるものとする。

2 設置期間及び開設時間等

設置期間 プレ大会 平成29年 9月16日（土）～ 9月19日（火）

国 体 平成30年10月 4日（木）～10月 8日（月）

開設時間 原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

ただし、実情に応じて変更できるものとする。

3 販売品目

売店において販売するものは、次に掲げる範囲とする。

(1) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること

(2) 土産品類

包装・内容・品質等において、郷土の土産品としてふさわしいものに限る。また、食品にあつては食品衛生法に基づく適正な価格表示のもの。

(3) その他

スポーツ用品・国体記念品・写真材料・その他大会参加者等の便宜を図る上で必要と認められるもの。

4 出店場所及び設置基準

(1) 各売店の出店場所

越前町営朝日総合運動場内の実行委員会が設置するテント内とする。

(2) 1店舗あたりの面積

原則として、テント（2間×3間）1張とする。

(3) 食品取扱売店基準

①食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管または冷蔵設備が十分であり、かつ容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。

②現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

③早期飲食を促す旨の看板等を設置すること。

④廃棄物容器等は、蓋付耐水性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと。

⑤調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

⑥その他、食品衛生関係法令等に、規定する設置基準に適合していること。

(4) その他の売店

取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店の規模に応じて陳列設備を備えること。

5 出店者の条件

売店の出店者は、次の条件を満たすものとする。ただし、3に掲げる販売品目を取り扱う地元を代表する組合等の団体及び競技団体等の推薦があるもの、実行委員会が必要と認めた者はこの限りではない。

- (1) 営業経験・実績が豊富で、原則として町内に店舗・事務所を有し、1年以上の営業を継続しており、信頼できる者であること。
- (2) 食品衛生関係法令等の基準により、許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けている者であること。
- (3) 関係法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていない者であること。
- (4) 越前町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと。また販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

6 経費の負担

大会期間中における出店料は、町内業者は1日あたり1,000円、町外業者は1日あたり2,000円とし、実行委員会に納入するものとする。なお名義貸し等の行為は禁止とする。また、売店の設置・撤去及びその他運営に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。ただし、福井県ホッケー協会に協賛している者及び、実行委員会会長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

7 出店申請

出店希望者は、プレ大会は平成29年7月3日(月)から8月2日(水)まで、国体は平成30年5月16日(水)から6月15日(金)までに、売店出店申請書(様式第1号)に係る書類(様式第2号から様式第4号まで)を添えて実行委員会に提出するものとする。

8 出店者選定

実行委員会は、本要領に基づいて出店者の選定を行い、適当であると認めた者について出店を許可する。ただし、出店申請者数が競技会場予定売店数を越えた時は、競技団体等が推薦する関係団体を優先する。

9 出店許可証の交付

実行委員会は、申請内容を審査し適当であると認めた者について売店出店許可書(様式第5号)及び駐車証を申請者に交付する。

10 保健所への手続き

保健所の許可を必要とする出店者は、実行委員会に売店出店申請書等を提出するとともに、ただちに保健所の許可を受け、その許可書等の写しを実行委員会に提出するものとする。また、当該保健所の指導に従い、衛生管理に万全を期するものとする。

11 売店の監督

実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、現場を巡回し、売店の管理運営に関する事項を監督するものとする。

12 売店責任者

出店者は、当該従業員のうちから、売店責任者を定め次の事項に留意の上、現場に駐在させるものとする。

- (1) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営について指導監督し、販売等が適正に行われるよう努めなければならない。
- (2) くず物入れ等を備え売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行うものとし、発生したごみは閉店後指定されたごみ集積所へ搬出し、環境美化に努めること。

13 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為を禁止するものとする。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。または、売店の管理運営を従業員以外のものに委任すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された売店以外での立売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。(ただし、実行委員会が観光土産品と認めた者はこの限りではない。)
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (7) 拡声器・音響機器類を使用すること。
- (8) その他、大会運営に支障をきたすような行為をすること。

14 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店出店許可書を店頭の見やすいところに掲示すること。
- (2) 使用する車両には、別途交付する駐車証を見やすい位置に掲示すると同時に指定された場所に駐車すること。なお、原則として使用車両は1店舗1台とする。
- (3) 服装は清潔なものを着用すること。
- (4) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧を心がけること。
- (5) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は大会運営に支障無いよう必ず定められた時間内に行うこと。
- (6) 売店の装飾は販売店等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (7) 販売品には、販売価格を表示する等適切な表示を行うこと。
- (8) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (9) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、区画内に消火器を設置すること。また、鯖江丹生消防組合火災予防条例第45条の規定に基づく「露店等の開設届出書」を鯖江丹生消防組合消防長に提出すること。
- (10) 施設管理者及び実行委員会係員の指示に従うこと。

15 実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店許可を取消すことがある。

- (1) 出店者がこの要項及び食品衛生関係法令等に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が不適格と認めたとき。
- (3) 出店者の責に期する理由により、出店見込みがないと認められたとき。

16 管理責任

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難及びその他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

17 事故等の処理

売店において事故等が発生したときは、売店責任者はただちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともにその指示に従い、事故処理にあたるものとする。

18 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

19 原状回復

出店者は、大会終了後速やかに売店の商品等を搬出し、原状に復して実行委員会の検査を受けなければならない。

20 その他

この要領に定めのない事項については、関係者と協議の上定めるものとする。